

○職員の退職手当に関する条例

制 定 昭 61.12.12 条例 8

最近改正 令 6.12.24 条例 4

(適用範囲)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 2 条の 2 第 1 項又は第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 2 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）第 2 条の規定により採用された職員を除く。）（以下「職員」という。）が、退職したときは、この条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に、退職手当を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 1 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を当分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

5 この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族がいなかった場合には、当該職員の葬祭を行った者を遺族とみなして、当該職員の遺族に支給されるべき退職手当の額の 100 分の 50 の範囲内で、管理者の定めるところにより、その者に退職手当を支給することができる。

(退職手当の支払)

第 1 条の 3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の額）

第1条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の2の規程により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第2条 次条から第4条までの規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日における管理者が定める給料月額（以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

（公務外の傷病による退職の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第4条の規定に該当する場合を除くほか、公務外の傷病によりその職務に堪えないで退職した者又は管理者がこれに準ずると認める事由により退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 定年に達したことにより退職した者

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（次号に該当する者及び管理者が定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号のいずれかに該当する者であって、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた以後に退職した者（前2号に規定する退職に係わる退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者、次号に該当する者及び管理者が定める者を除く）

(4) 公務外の死亡により退職した者

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第4に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者

(2) 公務上の疾病により退職した者

(3) 公務上の死亡により退職した者

(4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして管理者が定める事由により退職した者

(給料の月額減額に伴う退職手当の基本額に係る特例)

第4条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額減額改定（給与に関する条例又は規則の制定又は改廃により給料の月額の改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料の月額減額がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第2条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特例減額前給料月額を基礎として、第2条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第2条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第8条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 前号に掲げる期間に準ずるものとして管理者が定める期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2各号及び第4号並びに第4条各号に該当する者（管理者が定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存していた場合の年齢）が、50歳から59歳であるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の2 及び第4条	給料月額	給料月額及び給料月額に60歳と退職の日に属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じ得た額の合計額
第4条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に60歳と退職の日に属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2 第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第2条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 第3条の2第4号及び第4条各号に該当する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、60歳から64歳までであるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の2及び 第4条	給料月額	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項 第1号	及び特定減額前 給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項 第2号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第2条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第5条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に属する日のあるすべての月から除算月を除いた期間（以下「対象期間」という。）のうち、当該対象期間に係る最後の月以前の直近60箇月の期間（対象期間が60箇月に満たない場合は、当該対象期間）の各号ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

- ・ 第1号区分 54,150 円
- ・ 第2号区分 43,350 円
- ・ 第3号区分 32,500 円
- ・ 第4号区分 27,100 円
- ・ 第5号区分 21,700 円
- ・ 第6号区分 0

2 前項の除算月とは、地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職を受けたこと又はこれらに準ずるものとして管理者が定める事由により現実に職務に従事することを要しない期間（以下「休職期間等」という。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち管理者が定めるものを除いた期間をいう。

3 退職した者の基礎在職期間に第4条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、管理者が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項並びに功績を考慮して、管理者が定める。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) その者の都合により退職した者（第11条第1項各号に掲げる者を含む。以下この項において「自己都合退職者」という。）以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(2) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

6 退職した者に対する退職手当の調整額について、その者の基礎在職期間中における職の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して他の職員との権衡上、必要があると認められるときは、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、この条の来てによる退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、管理者が定める。

(退職手当の額の調整)

第6条 在職中勤務成績特に不良な者又は勤務上の義務に違反する行為があった者については、一般の退職手当は、管理者が定める基準により、減額して支給する。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間は、日をもって計算する。

3 職員が退職した場合（第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職期間等があったときは、管理者が定めるものを除き、その期間の日数の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は切り捨てる。）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 前各項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げる。

6 前項の規定は、第9条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第9条 勤続期間 12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6 月以上）で退職した職員（第 5 項の規定に該当する者を除く。）であって、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者とみなして同法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他管理者が定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が、管理者が定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第 1 号に規定する一般の退職手当等の額を第 2 号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第 1 号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第 2 号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定する所定給付日数から待機日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第 16 条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であったことがあるものについては、当該職員であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間又は当該職員であった期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であった期間
 - (2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であった期間
- 3 勤続期間 12 月以上（特定退職者にあつては 6 月以上）で退職した職員（第 6 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の管理者が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、管理者が定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌月から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支援期間」とあるのは「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他管理者が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして管理者が定める職員が管理者が定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない。
- 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定

する被保険者と、本組合の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 37 条の 2 条 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項前段の規定による期間の年月数をみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、本組合の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- 7 第 1 項又は第 3 項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。

- (1) その者が管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

- (2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者のいずれかに該当し、同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

- (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

- (4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

- 8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、

それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- (4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第 59 条第 2 項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

- 9 前項第 3 号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待機日数及び第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 10 第 8 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 8 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 11 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 8 項の規定の適用については、雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 12 偽りその他不正の行為によって第 1 項、第 3 項、第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。
- 13 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（定義）

第 10 条 この条から第 14 条まで、及び第 16 条において、懲戒免職等処分の用語の意義は、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 11 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2)地方法務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 管理者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を組合掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる、この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1)職員が刑事事件に関し起訴（当時起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

(2)退職をした者に対しまだ当該一般に退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1)当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

(2)管理者が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その

遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない、ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1)当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2)当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3)当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った管理者は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた次条に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第9条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第9条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとす

る。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき
- (3) 管理者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、第11条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 管理者は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなか

れば第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき
 - (3) 管理者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき
- 2 前項に規定にかかわらず、当該退職をした者が第9条第1項又は第5項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、管理者は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 管理者が、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

- 第15条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であって場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第11条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前条の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

- 第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算

定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたを認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつて場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合

において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

6 第11条第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(公平委員会への諮問等)

第17条 管理者は、第13条第1項第3号若しくは第2項、第14条第1項、第15条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、公平委員会に諮問しなければならない。

2 公平委員会は、第13条第2項、第15条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 公平委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 公平委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第18条 職員が退職した場合（第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が事務の移譲その他の事由によって引き続いて公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、公務員等に対する退職手当に関する規定により、公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(施行の細目)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭61.12.12 条例8)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(勤続期間の計算)

第2条 昭和33年12月1日本組合に引き継を受けた淀川左岸水害予防組合職員の在職期間は、淀川左岸水害予防組合に就職した日から計算する。

(旧条例の廃止)

第3条 職員退職及び死亡給与金条例（昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第6号）

は、これを廃止する。

(職員の退職及び死亡給与基金条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職及び死亡給与基金条例 (昭和 34 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

題名中 「退職及び死亡給与基金」を 「退職手当基金」に定める。

第 1 条中 「退職及び死亡給与金」を 「退職手当」に定める。

第 5 条 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 9 条第 7 項の規定の適用については、同項中「2 8 条まで」とあるのは「2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うこと
「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)
法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)
法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

とする。

」

第 6 条 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の 2 第 2 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同号中「1 5 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	1 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	1 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	1 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	1 4 年

第 7 条 職員の給与に関する条例附則第 3 項の規定による職員の給料の月額改定 (これに相当するものとして管理者が定める給料の月額の改定を含む、次条第 1 項第 2 号において「給料月額 7 割措置」という。) は、第 4 条の 2 第 1 項に規定する減額改定に該当しないものとする。

第 8 条 当分の間、退職した者が次のいずれにも該当する場合におけるその者に対する第 1 条の 4 に規定する退職手当の基本額は、第 2 条から第 5 条までの規定にかかわらず、次項及び第 3 項に定めるところにより計算した額とする。

(1) その者の基礎在職期間中に、第 4 条の 2 第 1 項に規定する減額改定以外の理由又は同

項の管理者が定める理由によりその者の給料の月額が減額がされたことがある場合（他の条例の規定により同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなされる場合を含む。）において、当該減額がされた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多く、かつ、特別特定減額前給料月額に係る減額のうち最も遅い日にされたものが、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年淀川左岸水防事務組合条例第6号。以下アにおいて「平成24年改正給与条例」という。）による職員の給与に関する条例の改正及び平成24年改正給与条例附則第3項の規定による号給の切替え又は管理者が定める理由のいずれかによるものであるとき

- (2) その者の基礎在職期間中に、給料月額7割措置又は地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任によりその者の給料の月額が減額がされたことがある場合において、当該減額がされた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（次項第2号において「7割措置等前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いとき

2 前項の退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされた日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第2条から第4条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 7割措置等前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置等前給料月額に係る減額がされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置等前給料月額を基礎として、第2条から第4条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置等前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

- (3) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第2条から第4条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

- 3 第1項の規定の適用がないものとした場合に第5条第2項の規定の適用を受けることとなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8条第2項 第1号	及び特別特定減 額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特 別特定減額前給料月額に100分の2 を乗じて得た額の合計額
-----------------	-------------------	---

附則第8条第2項第2号	7割措置等前給料月額に、	7割措置等前給料月額及び7割措置等前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第8条第2項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされた日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第2条から第4条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第8条第2項第3号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、

2 当分の間、退職した者が第1項各号のいずれにも該当する場合におけるその者に対する第8条の規定の適用については、「第2条から第5条まで及び附則第8条第1項から第3項まで」とする。

第9条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「60歳から64歳まで」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	60歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	60歳及び61歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	60歳から62歳まで
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	60歳及び63歳まで

第10条 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつては、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困

「ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として管理者

かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進すが定める者に該当し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照

るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行

認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

うことが適当であると認めたもの」

とする。

附 則 （平 2. 6.26 条例 6）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日から平成5年3月31日までの間に職員が退職した場合における改正後の条例第4条の規定の適用については次に定めるところによる。

(1) 施行の日から平成3年3月31日までの間に職員が退職した場合にあっては改正後の条例第4条中「別表第2」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（平成2年淀川左岸水防事務組合条例第6号）附則別表第1」とする。

(2) 職員の平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に職員が退職した場合にあっては改正後の条例第4条中「別表第2」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（平成2年淀川左岸水防事務組合条例第6号）附則別表第2」とする。

(3) 職員の平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間に職員が退職した場合にあっては改正後の条例第4条中「別表第2」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（平成2年淀川左岸水防事務組合条例第6号）附則別表第3」とする。

3 本条例施行日前日に在職する者が経過措置期間中に整理退職等の場合の支給率を適用されて退職した場合は施行日前日現在の退職手当の額が実際に退職した日の退職手当の額を上回るときはその上回ることとなる額を加算して支給する。

附 則 （平 9.12.18 条例 4）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第3項及び第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職手当について適用する。

附 則 （平 16. 3.22 条例 3）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 施行日から平成17年3月31日までの間に職員が退職した場合における改正後の条例

第4条の規定の適用については、同条中「別表第2」とあるのは「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年淀川左岸水防事務組合条例第3号）附則別表」とする。

附 則 （平19.12.20 条例7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平22.3.26 条例2）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平23.3.24 条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平24.3.28 条例3）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則 （平24.12.20 条例8）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第4条の2第2項に規定する基礎在職期間の初日がこの条例の施行の日前である者に対する同条第1項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（平成24年8月1日以降の期間に限る。）」とする。

附 則 （平25.12.19 条例5）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第9条の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成27年3月31日までの間に職員が退職した場合における改正後の条例第2条から第5条までの規定の適用については、改正後の条例第2条中「別表第1」とあるのは「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年淀川左岸水防事務組合条例第5号。以下「平成25年改正条例」という。）附則別表第1」と、改正後の条例第3条中「別表第2」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第2」と、改

正後の条例第3条の2中「別表第3」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第3」と、改正後の条例第4条中「別表第4」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第4」と、改正後の条例第4条の2第1項第1号及び第2号ア中「前条まで」とあるのは「前条まで及び平成25年改正条例附則第3項」と、改正後の条例第5条の表第4条の2第1項第2号イの項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び平成25年改正条例附則第3項」とする。

附 則（平28.3.25 条例4）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行とする。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第4項の規定には、この条例の施行の日以後にされた支払差止処分（同項に規定する支払差止処分をいう。以下同じ）の取り消しの申し立てについて適用し、この条例の施行の日前にされた支払差止処分の取り消しの申し立てについては、なお従前の例による。

附 則（平29.12.21 条例4）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第8項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第5条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって新条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第8項（第5号に係る部分に限り、新条例第9条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

附 則（平30.3.28 条例2）

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令5.3.23 条例7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第1条の規定の適用については、同条中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

附 則（令 6.12.24 条例 4）

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第9条第8項第4号及び第11項並びに附則第10条の改正規定 令和7年4月1日
 - (2) 第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第3項の改正規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 前項第1号の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第9条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員をいう。（以下この項において同じ。））であって、施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1項第2号の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第3項並びに職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪に起訴された者とみなす。

別表第1（第2条関係）

普通退職の場合の支給率

勤続年数（年）	支 給 率	勤続年数（年）	支 給 率
1	0.5022	21	21.3435
2	1.0044	22	23.0175
3	1.5066	23	24.6915
4	2.0088	24	26.3655
5	2.511	25	28.0395
6	3.0132	26	29.3787
7	3.5154	27	30.7179
8	4.0176	28	32.0571
9	4.5198	29	33.3963
10	5.022	30	34.7355
11	7.43256	31	35.7399
12	8.16912	32	36.7443
13	8.90568	33	37.7487
14	9.64224	34	38.7531
15	10.3788	35	39.7575
16	12.88143	36	40.7619
17	14.08671	37	41.7663
18	15.29199	38	42.7707
19	16.49727	39	43.7751
20	19.6695	40以上	44.7795

別表第 2（第 3 条関係）

公務外の傷病退職の場合の支給率

勤続年数（年）	支 給 率	勤続年数（年）	支 給 率
1	0.837	21	21.3435
2	1.674	22	23.0175
3	2.511	23	24.6915
4	3.348	24	26.3655
5	4.185	25	28.0395
6	5.022	26	29.3787
7	5.859	27	30.7179
8	6.696	28	32.0571
9	7.533	29	33.3963
10	8.37	30	34.7355
11	9.2907	31	35.7399
12	10.2114	32	36.7443
13	11.1321	33	37.7487
14	12.0528	34	38.7531
15	12.9735	35	39.7575
16	14.3127	36	40.7619
17	15.6519	37	41.7663
18	16.9911	38	42.7707
19	18.3303	39	43.7751
20	19.6695	40以上	44.7795

別表第3（第3条の2関係）

定年退職等の場合の支給率

勤続年数（年）	支 給 率	勤続年数（年）	支 給 率
1	0.837	21	26.260875
2	1.674	22	27.934875
3	2.511	23	29.608875
4	3.348	24	31.282875
5	4.185	25	33.27075
6	5.022	26	34.77735
7	5.859	27	36.28395
8	6.696	28	37.79055
9	7.533	29	39.29715
10	8.37	30	40.80375
11	11.613375	31	42.31035
12	12.76425	32	43.81695
13	13.915125	33	45.32355
14	15.066	34	46.83015
15	16.216875	35以上	47.709
16	17.890875		
17	19.564875		
18	21.238875		
19	22.912875		
20	24.586875		

別表第4（第4条関係）

整理退職等の場合の支給率

勤続年数（年）	支 給 率	勤続年数（年）	支 給 率
1	1.2555	21	27.74655
2	2.511	22	29.1276
3	3.7665	23	30.50865
4	5.022	24	31.8897
5	6.2775	25	33.27075
6	7.533	26	34.77735
7	8.7885	27	36.28395
8	10.044	28	37.79055
9	11.2995	29	39.29715
10	12.555	30	40.80375
11	13.93605	31	42.31035
12	15.3171	32	43.81695
13	16.69815	33	45.32355
14	18.0792	34	46.83015
15	19.46025	35以上	47.709
16	20.8413		
17	22.22235		
18	23.6034		
19	24.98445		
20	26.3655		